「

20メートル型	26	28	14

」に改め、同表航路標識測定船及び設標船の項を削り、同表灯台見回り船の項中

「

ずいうん型	34	37	72
23m型	13	16	11

」を

「

23m型	13	16	11

」に改める。

第６章第１節「２　航空機」の表固定翼航空機の項中

「

ダッソー・ブレゲー式 ミステールファルコン900型	18	459	60×70×100
日本航空機製造式ＹＳ―11Ａ型	26	2,142	115×75×180
ボンバルディア式 ＤＨＣ―８―315型	32	1,080	150×125×165

」を

「

ダッソー・ブレゲー式 ミステール・ファルコン900型	18	459	60×70×100
ボンバルディア式 ＤＨＣ―８―315型	32	1,080	150×125×150

」に改め、同表回転翼航空機の項中「ユーロコプター式ＥＣ225型」を「ユーロコプター式ＥＣ225ＬＰ型」に、

「

ベル式　412型	15	141	140×100×80

」を

「

ベル式　412型	15	141	140×100×65

」に改め、同表㈱２中「ことなる」を「異なる」に改める。

環境省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく環境省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 25 年３月 27 日　　環境大臣　石原　伸晃

環境省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第３章第７節④の次に次を加える。

⑤　武力攻撃災害により放出された放射性物質による環境の汚染への対処

・　武力攻撃災害により放出された放射性物質によって汚染された地域の除染及び当該放射性物質により汚染された廃棄物の処理

原子力規制委員会国民保護計画の公表について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく原子力規制委員会の国民保護計画を次のとおり作成したので公表する。

平成 25 年３月 27 日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会国民保護計画

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の内容及び実施方法その他国民保護措置の実施に必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第２節　用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりとする。

・武力攻撃事態等　武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
・武力攻撃事態　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第２条第２号に規定する武力攻撃事態
・武力攻撃予測事態　事態対処法第２条第３号に規定する武力攻撃予測事態
・緊急対処事態　事態対処法第25条第１項に規定する緊急対処事態
・武力攻撃　事態対処法第２条第１号に規定する武力攻撃
・武力攻撃災害　国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害
・国民保護措置　国民保護法第２条第３項に規定する国民の保護のための措置
・緊急対処保護措置　国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処保護措置
・武力攻撃原子力災害　国民保護法第105条第７項第１号に規定する武力攻撃原子力災害
・武力攻撃事態等対策本部　事態対処法第10条第１項の武力攻撃事態等対策本部
・武力攻撃事態等現地対策本部　国民保護法第24条第２項の武力攻撃事態等現地対策本部
・緊急対処事態対策本部　事態対処法第26条第１項の緊急対処事態対策本部
・指定行政機関　事態対処法第２条第４号に規定する指定行政機関
・指定公共機関　事態対処法第２条第６号に規定する指定公共機関
・指定地方行政機関　事態対処法第２条第５号に規定する指定地方行政機関
・指定地方公共機関　国民保護法第２条第２項に規定する指定地方公共機関
・核燃料物質等　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第28条第５号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物並びに同条第６号に規定する核原料物質
・原子力施設　原子炉等規制法第64条第３項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設

第３節　防災基本計画及び原子力規制委員会防災業務計画との関係

この計画に定めるもののほか、原子力規制委員会が実施する武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置については、防災基本計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第８号に規定する防災基本計画をいう。）及び原子力規制委員会防災業務計画（平成24年９月19日原規防発第120919004号以下同じ。）の定めの例により行うものとする。

第４節　計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、随時見直しを行い、必要に応じ、これを変更するものとする。計画の変更に当たっては、組織変更に伴う場合その他の軽微な変更である場合を除き、関係する行政機関の意見を聴く等、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。